平成 24 年度
特殊災害対応資機材整備事業
可搬型危険物質同定装置

【沖縄振興特別推進交付金】

那覇市消防本部

可搬型危険物質同定装置仕様書

１　総　則

（１）　この仕様書は、那覇市消防本部（以下「消防本部」という。）が購入する可搬型危険物質同定装置（以下「同定装置」という。）の規格、構造の必要な事項について定める。

（２）　同定装置は、構成する装置すべて新規のものとし、発注数量については、１組（式）で取扱説明書及び付属品等はすべて納品すること。

（３）　本仕様書に基づいて、入札前に見本品又はカタログ等によりメーカーの性能表等を提示し、消防本部の承認を得なければならない。

（４）　本仕様書に係る疑義が生じた場合又は、変更を必要とする場合は、事前に消防本部の指示又は、承認を得なければならない。

（５）　仕様内容の解釈について疑義がある場合は、消防本部の解釈に従うこと。

（６）　補償期間については、各資機材のメーカーの定めるとおりとする。但し、補償期間経過後であっても、制作上の瑕疵によって生じた故障等については、無償にて交換又は、修理を行うものとし、修理等の期間中は、代替品を用意すること。

（７）　納入期限については、平成２５年８月３０日（金）迄とする。

（８）　納品場所については、那覇市銘苅２丁目３番８号、消防本部とする。なお、納品後は対象品質、形状等の検収を受けるものとする。

２　規　格

品　名：可搬型危険物質同定装置「HazMatID360」

構成品：HazMatID360 本体　１台

リモートコントロールキット　１式

化学品安全情報ケミカルデータベース　１式

RePeatIR（ワイヤレスアクセスポイント）　１式

スタンダードライブラリー　１式

又は同等の性能を有するもの。

３　同等の性能を有する条件

（１）同定装置本体

①　測定波長範囲：650～4000cm^{-1}であること

②　最高分解能：４cm^{-1}であること

③　サイズ：50×35×20ｃｍ以下であること

④　重量：11 kg以下であること

⑤ 電源:内蔵バッテリー､もしくは 115/240ＶＡＣ　1.5Ａ　50/60Ｈｚを有すること。
⑥ 内蔵バッテリー：リチウムイオンバッテリーを使用し、2 時間の使用が可能なこと
⑦ サンプルインターフェイス：1 回反射ダイアモンドＡＴＲを使用し、ＳＵＳ316 マウントを有すること。
⑧ 赤外集光レンズを使用すること。
⑨ 測定に有する時間は測定開始（ウォームアップ時間を除く）から該当する物質の特定まで 3 分以内であること
⑩ 本装置を水等の液体で洗浄できること（防水性があること）
⑪ 本装置を搬送した場合、振動、衝撃に十分耐え、機能に障害を生じない措置が可能なこと
⑫ 使用可能環境は、湿度０～100%、温度-7～40℃とする。
⑬ 本装置にＰＣが内蔵されており、専用の測定ソフトウェアで測定が可能なこと。
⑭ 測定ソフトウェアは日本語表示であること。
⑮ 測定終了後、可燃性やたんぱく質の有無等の危険性の表示が可能であること。
⑯ 測定結果のスペクトルについての部分構造解析が可能なこと。
⑰ 内蔵パソコン
ア. ＣＰＵ：400ＭＨｚ
イ. ＲＡＭ：32ＭＢ
ウ. 記録媒体：２ＧＢ以上の容量でメモリ媒体であること
エ. タッチスクリーンコントロールを有すること
オ. イーサーネットを有すること
カ. ＵＳＢポートを有すること
キ. 無線ＬＡＮを搭載して、同定装置のソフトウェアを他のコンピューターから遠隔操作が可能なこと。
⑱ 搭載ライブラリ
ア.1 回反射ダイアモンドＡＴＲで構築したライブラリであること
イ.36,000 以上の物質を特定し、物質名を表示できること。
ウ.サリン、ソマン、タブン、ＶＸ、マスタードなどの化学剤が収録されていること。

（２）付属品
①携帯用ノートパソコン
ア. ディスプレイは 10 インチ以上でＴＦＴカラー液晶であること。
イ. ＣＰＵ：IntelCorei5 であること
ウ. ＲＡＭ：２ＧＢ
エ. 記録媒体：100ＧＢ以上であること
オ. ＯＳ：Windows7 日本語版
カ. タッチスクリーンコントロールを有すること

キ. 無線ＬＡＮを搭載して、同定装置の遠隔操作が可能なこと
ク. イーサーネットを有すること
ケ. ＵＳＢポートを有すること
コ. 40,000 以上の危険物データベースシステムを搭載していること

②ワイヤレスアクセスポイント
ア. サイズ：50×35×20ｃｍ以下であること
イ. 重量：６kg以下であること
ウ. 電源：内蔵バッテリー、もしくは 115/240ＶＡＣ　1.5Ａ　50/60Ｈｚを有すること。
エ. 内蔵バッテリー：リチウムイオンバッテリーを使用し、最大 6 時間の使用が可能なこと。
オ. 防水性を有すること
カ. 本装置を使用することにより同定装置と携帯用ノートパソコンの無線接続距離を延長させることが可能であること

４　細　則

（１） 収納ケースには「那覇消防」「装置名」を明記するものとし、文字位置、サイズ、書体、色等については、別途協議すること。
（２） 提出書類：取扱説明書　　2 部
　　各装置性能・諸元書　2 部
（３） 本装置納品にあたり、取扱説明を行うこと。日程等については別途協議すること。
（４） 同等品の場合は、事前に消防本部の担当者へ連絡し、承認を得ること。